

福井市公園まち美化パートナー制度実施要領

この要領は、公園環境美化に対する市民意識の高揚を図り、市民と市との協働によるまちづくりを推進するため、福井市まち美化パートナー制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）における必要な事項について定める。

1 活動区域

実施要綱第1条における公共施設は、福井市公園課の管理する都市公園、植樹帯とする。

2 団体

実施要綱第2条における団体は、5人以上の住民団体や企業等とする。

3 合意期間

実施要綱第2条における市と参加団体との合意期間は1年間とし、双方申し出がない場合は更新されるものとする。

4 物品等の支給又は貸与

実施要綱第2条における合意書（様式第2号）に示す、活動に必要な物品等の支給又は貸与する物品および数量等は別表に定めるとおりとする。

別表

| 項目 | 品目 | 数量（最大数） | 年数 | 備考 |
|----|--------|-----------|----|----------------------|
| 除草 | 草刈鎌 | 3名で1本(20) | 2 | 全体から 3品目までを 選択 |
| | 捻り鎌 | 4名で1本(10) | 2 | |
| | 刈払機用替刃 | 1枚まで | 1 | |
| 清掃 | 竹ほうき | 4名で1本(10) | 2 | |
| | ほうき | 4名で1本(10) | 2 | |
| | 長柄ほうき | 4名で1本(10) | 2 | |
| | 熊手 | 4名で1本(5) | 2 | |
| | 火鋏 | 4名で1個(5) | 2 | |
| | ちりとり | 5名で1個(5) | 2 | |
| | 箕(小) | 5名で1個(5) | 2 | |
| | 箕(大) | 5名で1個(5) | 2 | |

| | | | | |
|-----------|---------|-----------|---|----------------------|
| 低木 剪定 | 刈込鋏 | 5名で1個(2) | 2 | 全体から 3品目までを 選択 |
| | のこぎり | 5名で1個(2) | 2 | |
| 砂場等 | 角型ショベル | 5名で1本(2) | 2 | |
| | 丸型ショベル | 5名で1本(2) | 2 | |
| 植栽 | 剪定鋏 | 5名で1個(5) | 2 | |
| | ホース | 1セットまで | 3 | |
| | ハンドショベル | 4名で1本(10) | 2 | |
| | 如雨露 | 5名で1個(2) | 2 | |
| | 花苗 | 200株まで | 1 | |
| | 肥料 | 4袋まで | 1 | |
| トイレ 清掃 | ビニール手袋 | 3名で1双(10) | 2 | |
| | トイレ用タワシ | 5名で1本(2) | 1 | |
| | デッキブラシ | 5名で1本(2) | 2 | |
| | トイレ用洗剤 | 4本まで | 1 | |
| 汎用品 | 軍手 | 1名で2双(30) | 1 | |
| | ゴミ袋 | 20冊まで | 1 | |
| | 除草剤 | 4本まで | 1 | |
| 燃料 | 別紙3参照 | | | |

活動に必要な物品等の支給又は貸与に際し、参加団体は給付（貸与）申請書（別紙1）を市に提出し、市は支給（貸与）が適当と認めた場合、支給（貸与）決定通知書（別紙2）により交付する。

5 報償金および補助金

福井市公園まち美化パートナー制度の活動は無償による活動とし、市はこの活動に対し報償金および補助金は交付しない。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年9月1日一部改正。

平成26年4月1日一部改正。

平成27年4月1日一部改正。

平成28年4月1日一部改正。

平成29年4月1日一部改正。

平成31年5月1日一部改正。

令和3年4月1日一部改正。

別紙 1

年 月 日

物品等給付（貸与）申請書

福井市長 様

福井市公園まち美化パートナー制度実施要領に基づき、公園環境美化活動のため次のとおり物品の給付（貸与）を申請します。

| 品 目 | 数 量 | 区 分 |
|------------------|-------|-----------|
| () | | 支 給 ・ 貸 与 |
| () | | 支 給 ・ 貸 与 |
| () | | 支 給 ・ 貸 与 |
| 軍手 | | 支 給 |
| ゴミ袋 | | 支 給 |
| 除草剤 | | 支 給 |
| 燃料 (ガソリン・混合油) | 調査後決定 | 支 給 |

- ※ 要領内別表の品目で希望する3品目までを()に記入してください。
- ※ ガソリン又は混合油に○をつけてください。
- ※ 支給又は貸与に○をつけてください。

団体の住所
団体の名称
代表者
担当者氏名
電話

年 月 日

物品等支給（貸与）決定通知書

団体の名称

代表者 様

福井市長 東 村 新 一 ㊟

年 月 日に申請のありました、福井市公園まち美化パートナー制度実施要領に基づく公園環境美化活動における物品の支給（貸与）を下記のとおりとしますので通知いたします。

| 品 目 | 数 量 | 区 分 |
|-------------------------------------|-----|-----------|
| () | | 支 給 ・ 貸 与 |
| () | | 支 給 ・ 貸 与 |
| () | | 支 給 ・ 貸 与 |
| 軍手 | | 支 給 |
| ゴミ袋 | | 支 給 |
| 除草剤 | | 支 給 |
| 燃料（ガソリン・混合油） 除草面積 m ² | | 支 給 |

福井市公園まち美化パートナー制度実施要領
燃料支給実施基準

この基準は、公園等除草活動に対し、円滑により効率よく除草活動ができるように福井市公園まち美化パートナー制度実施要領（4物品等の支給又は貸与）における必要な事項について定める。

1 支給基準

- ① 芝刈機・草刈機を所持し、かつ使用する団体とする。
- ② 月1回以上の活動をする団体とする。
- ③ 公園面積1,000㎡以上の公園とする。
- ④（4月～11月）の8ヶ月を支給対象期間とする。
- ⑤ 月1回、最高8回まで支給することが出来る。
- ⑥ 除草活動前・後の写真報告書を毎回提出する。

2 燃料算出方法

- ① 申請時にガソリンか混合油のどちらかを選択する。
- ② 除草面積は公園課で調査後算出する。（10㎡以下切捨）
- ③ 燃料算出基礎表1,000㎡あたり（造園修景積算マニュアル）

| | |
|-------------|--------|
| ガソリン（芝刈機） | 3.24ℓ |
| 混合油（肩掛式草刈機） | 5.472ℓ |

（例）

2,000㎡の除草面積でガソリン支給の場合

$2,000\text{㎡} \div 1,000\text{㎡} \times 3.24\text{ℓ} = 6.48\text{ℓ}$

1回あたり7ℓ支給（小点以下切上）

8回申請なら、合計56ℓとなる。

3 支給方法

①給油時に必要なガソリン等専用容器を各団体で準備する。

(消防法により専用容器以外は給油不可)

②種類、数量を記載した燃料チケットを公園課窓口で渡す。

③市の指定する給油所で申請団体が直接給油する。

※指定する給油所は別紙4のとおり

4 注意事項

①機械・部品等(草・芝刈機)の貸出、購入・修繕に係る補助はしない。

②冬季期間(12月～3月)の支給はしない。

③除草活動前・後の写真報告書を提出できない場合は次回分の燃料チケットは渡せない。

別紙 4

燃料支給実施基準指定給油所

(株)タナカエネルギー

- | | |
|------------------|---|
| ① 毛矢本店給油所 | 福井市毛矢 3 丁目 1 - 2 1 TEL 3 6 - 1 7 8 0 |
| ② アミューズ上北野給油所 | 福井市大東 1 丁目 6 - 4 0 TEL 5 4 - 8 4 6 2 |
| ③ B i G エッグ若杉給油所 | 福井市若杉 3 丁目 1 7 1 5 TEL 3 5 - 2 6 3 5 |